

神石高原町地域活性化ドラマ等DVD貸出要綱

令和元年7月1日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は地域活性化に資することを目的に制作したドラマ等のDVD(以下「DVD」という。)の貸出しに関し必要な事項を定める。

(貸出内容)

第2条 貸出を行うDVDは、次のとおりとする。

- (1) 逃亡料理人ワタナベ(1～5話)
- (2) 逃亡料理人ワタナベ(6～10話)
- (3) 逃亡料理人ワタナベ神石高原町編(7, 8話)
- (4) 湯けむり下京パート1
- (5) 湯けむり下京パート2

(貸出対象)

第3条 DVDの貸し出しを行う対象は、神石高原町集会機能を有する施設の
使用料減免に関する規則(平成20年神石高原町規則第36号)第3条に規定する団体等とする。

(貸出手続)

第4条 DVDの借用を希望する団体(以下「借用者」という。)は、地域活性化ドラマ等DVD貸出申込書(別記様式)を神石高原町観光協会に提出するものとする。

(貸出期間)

第5条 DVDの貸出期間は、原則として14日以内とする。ただし、町が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(貸出料)

第6条 DVDの貸出料は、無料とする。

(貸出及び返却)

第7条 DVDの貸出及び返却の場所は、神石高原町観光協会とする。

(管理義務等)

第8条 借用者は、DVDを良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

(弁償)

第9条 借用者がDVDを損傷し、滅失し、又は返却しなかった場合は、町の指示する方法により弁償しなければならない。ただし、その損傷等がやむを得ない理由によるものと町が認める場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 借用者は、その責めに帰すべき理由により、神石高原町及び神石高原町観光協会に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第11条 借用者は、著作権法（昭和45年法律第8号）等の関係法令を遵守し、借用したDVDの複製、配信、営利目的の上映、譲渡及び転貸をしてはならない。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

地域活性化ドラマ等DVD貸出申込書

神石高原町長 様
 (神石高原町観光協会取扱)

神石高原町地域活性化ドラマ等DVD貸出要綱第4条の規定により、次のとおりDVDを借用したいので申し込みます。

貸出内容	<input type="checkbox"/> 逃亡料理人ワタナベ（1～5話） <input type="checkbox"/> 逃亡料理人ワタナベ（6～10話） <input type="checkbox"/> 逃亡料理人ワタナベ神石高原町編（7，8話） <input type="checkbox"/> 湯けむり下京パート1 <input type="checkbox"/> 湯けむり下京パート2		
団体名			
担当者名	⑩		
担当者連絡先	〒 - 番地 神石高原町 TEL: E-Mail:		
使用目的			
使用場所			
参加予定人数	人		
貸出希望日	年 月 日	返却予定日	年 月 日

本申込にあたり次の事項を遵守することを誓約します。

- ・著作権法（昭和45年法律第8号）等の関係法令を遵守し、借用したDVDの複製、配信、営利目的の上映、譲渡及び転貸はしない。
- ・DVDを損傷し、滅失し、又は返却しなかった場合は、町の指示する方法により弁償する。
- ・神石高原町及び神石高原町観光協会に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

誓約者	⑩
-----	---

※観光協会記入欄

受付日	年 月 日
取扱者名	
返却日	年 月 日